



板倉町議会定例会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月14日

板倉町長

板倉町条例第2号

板倉町議会定例会条例の一部を改正する条例

板倉町議会定例会条例（昭和30年板倉町条例第15号）の一部を次のように改正する。

本則を本則第1項とし、同項を次のように改める。

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、板倉町議会の定例会の回数は、年4回とする。

本則に次の1項を加える。

- 2 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。